

「 「 「 「

「 「 ☆高速道路会社の取り組み

.....

◆◆◆道路空間を活用した

地域公共交通（BRT）等の導入に関するガイドラインについて◆◆◆

（国土交通省 道路局 企画課 評価室）

令和4年9月、国土交通省では、BRT（Bus Rapid Transit：バス高速輸送システム）等の推進に向けて、既存の導入事例等をもとに、地方自治体がBRT等の導入を検討する際の知見やノウハウ、留意点を取りまとめた「道路空間を活用した地域公共交通（BRT）等の導入に関するガイドライン」を策定しました。本稿では、その概要について紹介します。

「 「 「 「

「 「 ☆道路占用Q&A

.....

◆◆◆道路占用料の改定について◆◆◆

（国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室）

道路の占用料の額については、固定資産税評価額などを考慮して道路法施行令において定められています。今回、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えなどを反映し、令和5年度以降の占用料の額を見直したため、その改正内容について紹介します。

「 「 「 「

「 「 ☆訴訟事例紹介

.....

◆◆◆原動機付自転車で走行中に道路の段差で転倒して負傷し、後遺障害が残存したとして、国家賠償法2条1項に基づき損害賠償請求がなされた事例◆◆◆

（令和3年7月28日松江地方裁判所民事部判決）

（国土交通省 道路局 道路交通管理課）

【事案の概要】

本件は、原告が原動機付自転車で走行中に道路の段差で転倒して負傷し、後遺障害が残存した事故について、道路の設置・管理に瑕疵があるとして、国家賠償法2条1項に基づき損害賠償請求がなされた事例（令和3年7月28日松江地方裁判所民事部判決）

【判決要旨】

争点 1

- ・本件道路には高さ 3cm 程度の段差があり、原告車両のタイヤ側面に段差が接触したため、バランスを失い転倒したと認定できる。
- ・本件現場の路面が湿潤であったことを認めるに足りる証拠はなく、原告車両が段差以外の要因によって転倒したことを疑わせる具体的な事情は見当たらない。

争点 2

- ・本件道路は原告車両のような軽量の車両も通行する道路であるところ、長さ約 30m にわたって、高さ約 3cm の段差がある状況は通行車両（特に走行安定性の低い単車等）にとって転倒の危険性を生じさせるものである。
- ・被告が本件道路の段差を本件事故の約 9 か月前には認識し得たにもかかわらず補修しなかったことも併せて考慮すると、本件道路は、通常有すべき安全性を欠くものであったといわざるを得ない。

争点 3

- ・原告が転倒した地点の高低差は約 3cm であり、それほど大きいものではないこと、日没後で暗かったとはいえ、対向車両及び原告車両の前照灯があり、路面の状態が全く分からない状況ではないこと、対向車両とすれ違う際に、道路端で停止して待機するのがより慎重な運転であったことから、原告の過失等が本件事故発生の原因となった面も相当大きいものといわざるを得ない。



☆☆ ☆地域における道路行政に関する取組み事例



★道路協力団体の取組みについて★°・*:.。

(国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第一課)

平成 28 年 3 月に道路法が改正され「道路協力団体制度」が創設された。「道路協力団体」に対しては活動に必要な道路占用等の要件が緩和されるため、道路区域内でのオープンカフェや物販施設等による収益活動が行いやすくなり、収益を道路清掃・植栽等、自らの活動へ還元することで、活動の更なる充実や道路における賑わいの創出、交流の促進など持続的な活動が期待される。本稿では、静岡国道事務所管内で道路協力団体に指定された「富士山朝霧高原景観管理協議会」と「特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会」の取組み内容を中心に紹介する。

.....

★訪ねてみませんかぐんまの橋★°・*:.。

～スマホでDXな橋めぐり～

(群馬県 県土整備部 道路整備課)

群馬県が始めた新しい形の情報発信「訪ねてみませんかぐんまの橋」。
二次元コードをめぐるDX系インフラカードを紹介します。

.....

★前橋市アーバンデザインによる官民連携まちづくり★°・

(前橋市 都市計画部 市街地整備課 CCRC・計画推進室)

群馬県の県庁所在地である本市は、人口約33万人、東京から約100kmの距離に位置する中核市である。

本市の顔である中心市街地は、人口減少や社会経済情勢等の変化により長年衰退し、これまでも様々な施策に取り組んできたものの、市民一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、急速な技術革新等に対応した新たなまちづくりが求められており、これまでの行政主体のまちづくりに限界が見え始めていた。

こうした背景のもと、本市ではいち早く「官民共創」を打ち出し、様々な民間の取り組みが発現、官民連携まちづくりへの機運が高まっていった。

現在では、官民連携の中でも「民間主体」をキーワードに新たなまちづくりに挑戦しており、2020年には、「先進的まちづくり大賞」の最高位である国土交通大臣賞、2022年には「まちづくりアワード」の特別賞や、グッドデザイン賞などを受賞した。

ここではその取り組みについて紹介する。

┌┌┌┌┐

┌┌ ☆編集後記

.....

「桃栗3年柿8年」ということわざがあります。種から実をつけるまでの期間を端的に表現しているもので、桃と栗は3年、柿は8年かかるということ。これは、人間社会にも転用され、「何事も成就するまで一朝一夕にはいかず、それ相応の年月がかかる」ことの例えとされています。「桃栗3年柿8年」には、続きがあることをご存じでしょうか。時代や地域によって、さまざまな文言がありますが、代表的なのが、「桃栗3年柿8年、柚子の大馬鹿18年」です。柚子は、種から育てると実がなるまで十数年という期間を要することから、「柚子の大馬鹿18年」が付け加えられたといわれています。

12月になると、親族より柚子が送られてきます。柚子大根と柚子ジャムにさせていただくのが、この季節の楽しみになっています。柚子の旬は夏と冬の2回あり、夏はまだ熟していない青い実で、主に柚子胡椒などに利用されます。今の時期に旬を迎えるのは完熟した黄色い実で、日本料理の名脇役として風味を豊かに彩ってくれます。また、柚子には、ビタミンC、β-カロテン、ヘスペリジン、ペクチン、カリウム、リモネン、クエン酸やリンゴ酸等の有機酸などが多く含まれており、たくさんの効能があります。感染症や動脈硬化の予防、高血圧の予防や改善、リラックスや美肌効果、血流改善や疲労回復効果、むくみや便秘の改善など、さまざまな効能が期待できるそうです。

食材には旬があり、夏には熱を冷ます緑黄色野菜、冬には身体を温める作用のある根菜類を取り入れるなど、私たちの身体は季節と一緒に循環しています。旬のものをいただくことは、身体が次の季節を迎えるための準備でもあるといわれています。来年も、季節を感じながら丁寧に歳を重ねていきたいと思います。(U)